

考えよう 平和の大切さ

市では、平成2年度の「幸手市平和都市宣言」以来、世界の恒久平和を願い、さまざまな活動を行っています。

毎年、広島市で行われる平和祈念式には、「平和の作文」の入賞者や市内各中学校の代表のみなさんを派遣しています。

また、8月1日(金)からは、市役所ロビーで「平和のための写真展」を開催しています。

平和都市宣言モニュメント「しあわせの手」

平和の作文

次世代を担う青少年に、平和の大切さを再認識してもらうため、市内中学3年生を対象に「平和の作文」を募集し、その中から最優秀1人・特選3人・入選9人の計13人のみなさんを選出し、7月17日(木)に市役所で「平和の作文」の表彰式を行いました。

入賞者のみなさん

▼最優秀(敬称略)

鈴木 彩花 (幸手中)



▲鈴木さんによる朗読

▼特選(敬称略)

山崎友紀乃 (幸手中)

小竹 陽也 (西中)

高橋 葵 (東中)

▼入選(敬称略)

佐藤 果南 (幸手中)

高村 空羽 (幸手中)
田頭 思美 (幸手中)
圓井 茉優 (幸手中)
岡田 明香 (西中)
奥寺 結実 (西中)
檜垣 華々 (西中)
向井野日菜 (西中)
鳥塚 里菜 (東中)



▲入賞者のみなさん

作品をご覧になりたい人は、「平和の作文」文集を人権推進課窓口で配布していますので、人権推進課にお越しください。

※数に限りがありますのでお早めにどうぞ。

平和のための 写真展

みなさんの家庭に保存されていた戦時中などの貴重な写真を展示しています。

とき 8月1日(金)～15日(金) 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜日は除く
※8月15日(金)は午後3時まで
ところ 市役所玄関ロビー

平和祈念の 黙とうに ご協力を

原爆死没者や戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念して、広島原爆の日(8月6日午前8時15分)、長崎原爆の日(8月9日午前11時2分)、終戦記念日(8月15日正午)に、家庭や職場で1分間の黙とうを捧げましょう。

問合せ 人権推進課 ☎(43)

1111 内線162・FAX
(44) 0257

子どもを養育するひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

● 児童扶養手当制度 ●

対象 つぎのいずれかに該当する子どもを養育している父、母または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

▼手当の額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	41,020 円	41,010 円～9,680 円
2人の場合	46,020 円	(41,010 円～9,680 円) + 5,000 円
3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき3,000 円を加算	

※月額、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定

● 特別児童扶養手当制度 ●

対象 身体などに一定の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

▼手当の額

1級 月額49,900円 2級 月額33,230円
※施設入所者や障害年金受給者を除く

● ひとり親家庭等医療費支給制度 ●

医療機関などで支払った医療費(保険診療分)相当額が支給されます。

対象 つぎのいずれかに該当する人

- ①父子家庭の父とその子ども
 - ②母子家庭の母とその子ども
 - ③父母のいない子どもとその養育者
 - ④父または母に一定の障がいがある子どもとそれを監護する母または父
- ※所得制限あり

※子どもとは、18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳まで)

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、毎年度、現況届の提出が必要です。右記の期間内に提出してください。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

と き ①8月13日(水)～15日(金)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

②8月16日(土)午前9時～正午

と ころ ①ウェルス幸手2階第1会議室

②子育て支援課窓口

問 合 せ 子育て支援課 ☎ (42)8454 ・ FAX (43)5600

～人権それは愛～

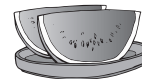
人と人が助け合う社会へ

バリアフリーやノーマライゼーションという言葉をよく聞くことがあります。

バリアフリーとは、「障がい」というものが障がい者自身にあるのではなく、私たちが暮らしている社会にあり、生活の妨げとなっているもの(バリア)を無くして(フリー)生活しやすい環境を作っていくというものです。また、ノーマライゼーションとは、障がいがある人を排除するのではなく、誰もが同じように生活できる社会こそが当たり前であるという考え方です。

しかし、世の中には、社会の役に立っているか、

8月
「人権尊重社会をめざす
県民運動強調月間」です。



社会の速度に合わせられるかというもののさしで人を見る風潮があり、そのために障がいのある人が社会参加を阻害されたり、偏見の目で見られたりすることがあります。

「障がい」とは、障がいのある人だけではなく、私たちが社会生活を営む上で出会うものであり、人と人との助け合いで解決できるものです。誰一人として障がいを感じずに生活を送ることができる社会をみなさんで実現していきましょう。